

非該当証明書発行に当たってのポイント

税関等から該非判定を適切に行っているかを問われる場合がありますので、リスト規制非該当を示す非該当証明書をご用意頂くことをお勧めします。なお、非該当証明書は当省に対して提出する書類ではありません。

（１）輸出者がメーカー等に「非該当証明書」を求める場合

- ① 現行の規制リストの仕様に照らして、輸出貿易管理令別表第 1 の 1 項から 1 5 項のいずれにも当てはまらない根拠をメーカー等に確認しておく必要があります。
- ② 当てはまらない場合でも、通常、1 6 項には当てはまりますので、輸出者は用途や需要者のチェックをしてください。

（２）メーカー等が輸出者に対して「非該当証明書」を発行する場合

- ① 現行の規制リストの仕様に照らして、輸出貿易管理令別表第 1 の 1 項から 1 5 項のいずれにも当てはまらない根拠を輸出者や税関に明らかにできるようにしておく必要があります。
- ② 当てはまらない場合でも、通常、1 6 項には当てはまりますので、用途や需要者のチェックをするよう、メーカー等はその旨を輸出者に伝えてください。